

市民案10のポイント

Point1 まちづくりの最高ルールとして規定（第1章）

- 自治基本条例は、都留市におけるまちづくりの最高規範であり、この条例の趣旨を最大限に尊重してまちづくりを進めていくということを規定しています。他の条例、規則、規程、計画等の制定改廃等にあたっては、この条例の整合性を図り、また、この条例に定める内容に即して、下位の条例等を制定するなど体系化を図ることが必要となります。

Point2 まちづくりの理念を明確に規定（前文・第2章）

- どのようなまちにするのか、まちをどのようにつくるのかを明確に表明しました。例えば、前文では、市民の思いとして、まちづくりの目指すべき方向性を示しています。また、第2章では、まちのつくり方として、まちづくりの基本原則（参加・協働・情報共有の原則）を規定しています

Point3 まちづくりの主役として、市民の権利と責務、都留文科大学の役割を規定（第3章）

- 地方自治法で住民の権利が規定されていますが、まちづくりにおいて市民の主体的・積極的な関りを担保するには、これでは足りず、この自治基本条例で新たな市民の権利を保障しています。
- 市民は、権利と同時に責務（役割）を持つこととなります。責務として、まちづくりの主体であることを認識・自覚すべきこと、まちづくりの主体として、行動・努力すべきこと等を規定しています。
- まちづくりを進めていく中で、都留文科大学の地域での役割は非常に大きいと考えます。都留市の特徴として、財産ともいえる都留文科大学の役割を条例に規定することは大きな意味があると思います。

Point4 コミュニティが元気で活動できる制度や仕組みを規定（第4章）

- コミュニティが、地域の担い手として重要な役割を担っているということを率直に条例で規定しています。
- 地域担い手としてまちづくりに取り組むコミュニティに対し、市は積極的に支援し、元気で活動できる制度や仕組みを整備することを規定しています。

Point5 まちづくりの主体を明確に規定（第3章～第6章）

- まちづくりは、行政だけで行うものではありません。市民、コミュニティ、行政、市議会をまちづくりの主体として位置づけ、これらの自治体メンバー全員が元気ががんばれるような制度や仕組みを整備しました。これにより、みんなが幸せに暮らせる社会をつくっていかうというのが自治基本条例策定のねらいであります。

Point6 市民のために働く市役所を明確に規定（第5章）

- 市役所が市民のために働くというのはきわめて当たり前のことですが、実際にこれを確実に実践することは容易なことではありません。その意味で、当たり前のことでもルールとして定める積極的意義はあると思い、市長・市職員・市等の役割や責務等を規定しています。

Point7 市民のために働く市議会を明確に規定（第6章）

- 市議会もまちづくりの重要な主体として、まちづくりに寄与するという本来の役割を再確認するため、市議会の活動原則を明確にし、役割や責務を規定しています。

Point8 「参加・協働・情報共有」を実現させるための制度や仕組みを規定（第7章）

- 第2章のまちづくりの基本原則を具体化させるものとして、第7章で「参加」、「協働」、「情報共有」を実現するための制度や仕組みを規定しています。これにより、市民自らが、参加、選択、決定できるまちにつながればと考えています。

Point9 国や他自治体との連携・協力を規定（第8章）

- 一自治体では対応できない行政課題が増えてきています。国・県・他自治体と連携、協力しながら、共通課題の解決を図るという規定を設けています。まちづくりの基本ルールとして、連携・協力の必要性を確認するものであります。

Point10 生きたルールとして、フォローの仕組みを規定（第9章）

- 自治基本条例は、動いて初めて意味のあるものとなります。そのためには、つくただけで終わりにせず、適正に運用、実施されているかを確認することは重要であります。自治基本条例が役割を十分果たせるように、条例の見直しや改善を積極的に行うこと等を規定しています。